

令和7年度 国民健康保険特別会計 歳入歳出の主な内訳（本算定）

総額 1,970 億円
(R6当初 2,042 億円)

歳入

歳出

市町村から徴収 29%	事業費納付金 558億円 (590億円)	保険給付費等交付金 (普通交付金) 1,513億円 (1,566億円)
	療養給付費等負担金 337億円 (368億円)	
国から交付 27%	財政調整交付金 153億円(162億円)	保険給付費等交付金 (特別交付金) 48億円 (51億円)
	一般会計繰入金 112億円(126億円)	
一般会計から繰入 6%		後期高齢者支援金 285億円(295億円)
社会保険診療報酬 支払基金から交付 39%	前期高齢者交付金 762億円 (742億円)	介護納付金 88億円(96億円)
	その他 48億円(54億円)	基金積立金 28億円(26億円)
1%		その他 8億円(8億円)

※（ ）内は前年度当初予算額

令和6年度
宮城県国民健康保険運営協議会
(第2回)
令和7年2月10日
宮城県保健福祉部国保医療課

【参考】国民健康保険特別会計の主な歳入・歳出科目

■ 歳 入

(1) 事業費納付金（558億円）

- ・都道府県単位化以降、県が財政運営の責任主体となり、保険給付費等交付金等の費用に充てるため、毎年度県が決定し、市町村から徴収している納付金。財源は被保険者の保険料等。
- ・県全体で推計した保険給付費等から、国庫支出金等の収入を差し引き、県全体の納付金額を算定し、所得水準・被保険者数等により按分することで、各市町村の納付金を算定する。

(2) 国庫支出金の主な項目

①療養給付費等負担金（337億円）

- ・県が支払う療養給付費等に対し、国が定率32%を負担するもの。

②財政調整交付金（153億円）

- ・普通調整交付金：都道府県間の財政力（所得水準等）の不均衡調整のため交付。
- ・特別調整交付金：交付基準に基づき、災害その他特別な事情がある場合に交付。

③保険者努力支援交付金（23億円）※その他欄

- ・保険者（県・市町村）における医療費適正化への取組等を評価する指標に基づき、達成状況に応じて交付（取組評価分）。その他、令和2年度から事業費・事業費連動分が追加。

(3) 県一般会計繰入金（112億円）

- ・療養給付費等の9%相当額を一般会計から繰り入れるもの。
※高額医療費負担金対象額（1件80万円超）の1/4相当等その他の一般会計繰入金もあり。

(4) 前期高齢者交付金（762億円）

- ・前期高齢者の加入割合に応じて、社会保険診療支払基金（以下、「支払基金」）から交付。
※国保のように被保険者における前期高齢者の割合が高い保険者は、保険給付の支払いに要する費用負担が大きくなることから、年齢構成に伴う保険者間の負担の不均衡を調整するため、前期高齢者の加入割合の低い保険者から納付金を集め、当該財源をもとに加入割合が高い保険者に交付される。

■ 歳 出

(1) 保険給付費等交付金

①普通交付金（1,513億円）

- ・市町村が行った保険給付の実績に応じ、市町村の交付申請に基づき、その同額を交付する。

②特別交付金（48億円）

- ・市町村の特別の事情に対して交付するもので、特別調整交付金のうち市町村のために交付される部分、県繰入金のうち個別の市町村に交付する部分等がある。

(2) 後期高齢者支援金（285億円）

- ・後期高齢者医療制度の財源の一部（約4割）を、国保等の医療保険者が、被保険者から後期高齢者支援金分の保険料として徴収し、支援金として一括納付するもの。県は支払基金から提示された額に基づき納付。

(3) 介護納付金（88億円）

- ・介護保険制度の財源の一部（約3割）を、国保等の医療保険者が、40歳以上65歳未満の被保険者から介護保険料として徴収し、納付金として一括納付するもの。県は支払基金から提示された額に基づき納付。

以 上